

## 令和7年6月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年6月6日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が6月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長  
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員  
6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

10番 上野 誠司 委員

### 農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 和田 敬生 次長 首藤 英二 主幹 佐藤 圭一 主査

### 農林振興課職員

### 付議議案

- 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第29号 非農地証明願いについて
- 議案第30号 農地法第5条許可処分の取消願いについて
- 議案第31号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第32号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願ひいたします。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。
- 局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席10番の上野 誠司委員が欠席となっており、出席委員数は11名となります。  
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。
- －異議なし－
- 議長 それでは、議席番号5番 亀井 伸一郎委員と、議席番号6番 首藤 重雄委員に議事録署名をお願ひいたします。  
ただいまから議案審議に入ります。  
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。
- 次長 1ページをご覧ください。  
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
- 令和7年6月6日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二
- 次に2ページをご覧ください。

番号1、(田) 1,015 m<sup>2</sup>について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 32 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 184 m<sup>2</sup>について、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 426 m<sup>2</sup>について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請3件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

5月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断した農地法第3条第2項の各号ですが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請3件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

藤澤 委員 私、藤澤より、5月27日に実施しました、議案第27号 農地法3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑になっており、これまで露地野菜が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑について、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の実家前にある2筆の畑で、草刈り等により管理されているほか、周辺部に果樹が植えられています。許可後は果樹の新植を進めいくことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅横にある 1 筆の畠で、栗が植えられています。許可後も同様の管理をすることです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 3 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第 17 地区の新名推進委員さん。

新 名 第 17 地区、推進委員の新名です。

推進委員 番号 1 の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅前にあり、これまで露地野菜が作付けされています。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 1 地区、玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 2 の畠について、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の実家前にある 2 筆の畠で、草刈り等により管理されているほか、周辺部に果樹が植えられています。許可後は果樹の新植を進めしていくことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 7 地区の高橋推進委員さん。

高 橋 第 7 地区、推進委員の高橋です。

推進委員 番号 3 の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅横にある1筆の畠で、栗が植えられています。許可後も同様の管理をすることです。特に問題は無いと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤 委員 はい。番号2ですが、耕作面積が0ということですが、チェックリストでは農作業経験年数が40年となっていますが、これは農作業の手伝いなどで40年ということでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

首藤 主幹 耕作面積がなく、農作業経験があるということですが、ご指摘のとおり、お手伝い等により経験があるということで経験年数を書いております。

後藤 委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

#### —質疑なし—

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

## 事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 4 ページをご覧ください。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 7 年 6 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 5 ページをご覧ください。

番号 1、(畝) 251 m<sup>2</sup> について、所有権を移転し、1 区画の宅地を造成するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、(畝) 975 m<sup>2</sup> について、賃借権を設定し店舗を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 2 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第 5 条 申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

二 村 二村より、5 月 27 日に実施しました、議案第 28 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畝については、所有権を取得し、1 区画の宅地造成用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畝で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畠については、賃借権を設定し、店舗として利用するものです。申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第1地区、玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、1区画の宅地造成用地として利用するものです。

申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。周囲は宅地化が進んでおり、特に周辺農業に影響はないと思われます。

番号2の畠については、賃借権を設定し、店舗として利用するものです。

申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。周囲は市街地になっており、隣接地も診療所や会社の建物で、周辺の農業には影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第29号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 7ページをご覧ください。

議案第29号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年6月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 552 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 1,206 m<sup>2</sup> の土地については、昭和50年に申請どおりに転用され非農地化された土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化された土地となります。

申請地は次の9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第29号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

## 事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 29 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。  
次に議案第 30 号 農地法第 5 条許可処分の取消願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 10 ページとなります。

議案第 30 号 農地法第 5 条許可処分の取消願いについて、平成 6 年 3 月 2 日、農企第 5-549 号で許可のあったものについて取消願が提出されたので提案する。

令和 7 年 6 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

11 ページをご覧ください。

番号 1、(畠) 286 m<sup>2</sup> については、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するため平成 6 年 3 月 2 日に 5 条許可を受けましたが、その後、転用行為がなされず、申請地は現在も農地として利用されております。

今回、取消願いが提出されたため、許可処分を取り消すものです。申請地はスライドに掲載していますのでご覧ください。

以上、取消願 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

野 上 はい。平成 6 年に貸借権を設定しているのですが、今までの税金はどうなるのでしょうか。  
委 員

議 長 事務局、経緯を説明してください。

首 藤 まずは権利関係についてですが、権利としては使用貸借権ですので、土地の名義自体は変わっておりません。そのあと相続してはいますが、  
主 幹 謙受人に名義が変わっていることはありません。税の関係ですが、転用許可をしますと、その土地については「宅地介在農地」という言い方  
をするのですが、家が建つことが確実であるということで宅地課税をすでに行っておりまして、相当年数が経過している状況です。

次 長 取消し理由を読み上げたいと思います。

「今回、許可処分の取り消しを申請させていただくにあたり、経緯および理由について、ご説明申し上げます。

当時、譲渡人の娘が一般住宅に転用するため、臼杵市農業委員会に申請し、転用許可をいただきました。しかし、その後予定が変更となり、  
臼杵市内のマンションを購入することになったため、申請地は現在も引き続き農地として使用しております。

今回、申請者である譲渡人の相続人と譲受人が、農地法第5条許可処分の取消願いを申請させていただくことになりましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。なお、許可書につきましては、申請者である譲渡人が亡くなってしまっていることもあります、探し出すことができませんでした。大変申し訳ございませんでした。」という内容となっております。

議 長 はい。ただいま事務局から説明があったように、取消し願いを受理していたところでございます。

野 上 今まで税金は取られなかったということですか。  
委 員

首 藤 宅地課税はされていました。  
主 幹

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第30号 農地法第5条許可処分の取消願いについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第30号 農地法第5条許可処分の取消願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第31号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次長 12ページとなります。

議案第31号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和7年6月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

佐藤圭 議案第31号について、ご説明いたします。

主幹 2ページをご覧ください。畑1筆を貸し付けするものです。

続きまして、3ページです。畑4筆を貸し付けするものです。

続きまして、4ページをご覧ください。畑2筆を貸し付けするものです。

5ページをご覧ください。畑1筆を貸し付けするものです。

以上のとおり、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第31号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第31号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第32号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について、事務局より説明をお願いします。

次長 13ページをご覧ください。

議案第32号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について、農業委員会等に関する法律第37条の規定により行うこととされている農業委員会における事務の実施状況の公表について、農業委員会による最適化活動の推薦等についての一部改正について（令和5年3月9日付け4経営第2784号農林水産省経営局農地政策課長通知）5の(1)により、「農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の6月末までに「別紙様式5」により、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。」とあることから、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について別紙のとおり提案する。

令和7年6月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

1ページ目は、農業委員会の令和6年4月1日現在の状況でありまして、「委員会の現在の体制」、「農家・農地等の概要」になります。「農家・農地等の概要」の内容については、農林業センサスの直近の数字を使用しております。

2ページ目（裏面）、「Ⅱ最適化活動の実施状況」、1最適化活動の成果目標の（1）農地の集積について、①が現状と課題、②が目標、③が実績となっております。

①現状と課題については令和6年度当初の数字で、管内の農地面積2,340ヘクタールに対して、集積面積が977ヘクタール、集積率は41.8%で

ありました。

②目標については、令和4年度以降の農地の集積に係る目標は80.2%とされており、これは臼杵市内の農地の8割をすべて担い手に集積するという農水省ガイドラインの目標数値に合わせた数値となっています。令和6年度の具体的な目標は、新規集積面積が89ヘクタール、6年度末の集積面積（累計）は1,066ヘクタール、集積率は45.6%です。これに対しての実績は、6年度末の累計の集積面積が920ヘクタールとなり、令和6年度新規集積面積はマイナス57ヘクタール、6年度末の集積率は39.5%となりました。

委員会の点検結果は、「畑については、集約化が緩やかながら進みつつあるが、水田については高齢化等が進む中で借り手が貸借の更新を行わない案件や認定農業者等の再認定を受けないケースも増えており、令和6年度については、新規集積面積が減少しました。現在の担い手に農地の集積を進めるにしても、担い手の規模が縮小しているため、単一の経営体でカバーできる面積にも限界があり、新たな担い手の育成を含めた対策が必要と考えています。

次に（2）遊休農地の発生防止・解消の①現状及び課題ですが、直近（令和5年度）の利用状況調査により判明した遊休農地の現状であります。1号遊休農地（農地法第32条第1項第1号：現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地）は369ヘクタールのうち、緑区分（草刈り等により直ちに利用可能な農地）が261ヘクタール、黄区分（基盤整備等の実施、または重機等の使用により再生可能となる農地）が108ヘクタールとなっています。

②の目標については、「ア）既存遊休農地の解消」についてですが、ここで上げている数値は、令和3年度の利用状況調査で確認された1号遊休農地282ヘクタールを5年かけて解消するという農水省ガイドラインに基づき、单年度の解消目標面積を56.4ヘクタールとしています。令和3年度の調査において確認された黄区分については114ヘクタールであり、また「イ）前年度（令和5年度）に新規発生した緑区分の遊休農地については14ヘクタールありました。緑区分の遊休農地については、発生年度の翌年度、つまり令和6年度中にすべて解消しなさいということになっています。

③実績ですが、ア）既存遊休農地のa) 緑区分の解消面積は14.4ヘクタールで、目標の達成状況は25.5%です。b) 黄区分の遊休農地の解消については、特に面積や達成状況等の数値は求められていませんが、黄区分の遊休農地解消には基盤整備等の実施や重機の使用等が必要なことなど、農地所有者個人での解消は厳しいものがあると考えられるため、解消に向けた工程表の策定も含め、「遊休農地の解消につながる事業等が行われる場合には、市農業部門、JA、土地改良区等の関係機関と情報共有を図るための協議を行っている」としています。イ）令和5年度に新

規発生した緑区分の遊休農地の解消実績は 0.3 ヘクタールでした。

④その他になりますが、令和 6 年度の利用状況調査の実施状況等についてです。調査時期は令和 6 年 6 月から 8 月、調査結果の取りまとめは令和 6 年 9 月、調査結果は 1 号遊休農地が 393.2 ヘクタール、うち、緑区分は 284.5 ヘクタール、黄区分が 108.7 ヘクタールとなっています。また、意向調査については、令和 6 年 10 月から 12 月にかけて行い、取りまとめは令和 7 年 1 月に実施しました。

なお、「遊休農地の発生防止・解消」に関する委員会の点検結果については、「遊休農地は、農業従事者の高齢化や後継者の不在、市外・県外在住者による農地の相続等により耕作できない状況から発生している。また、地域農業の担い手もすぐに耕作に取り掛かられる優良農地から貸借等により耕作地を広げていく為、特に条件の良くない農地が遊休農地化しているのが現状である。」としています。

続いて（3）新規参入の促進の①現状及び課題については、直近の 3 年の結果となります。令和 3 年度は新規参入者 13 経営体で 7.3 ヘクタール、令和 4 年度は新規参入者 5 経営体で 1.3 ヘクタール、令和 5 年度は新規参入者 8 経営体で 7.0 ヘクタールという結果でした。

②の目標についてですが、令和 3 年度から令和 5 年度の過去 3 年間の農地法第 3 条及び基盤法（利用権等）による賃借権の設定等の権利移動面積及び平均面積について記載しています。また、その下には、新規参入者への権利移動があった場合に農地所有者の同意を得た上で、インターネット上に権利移動の実態を公表する農地面積の目標が記載されています。基準としては過去 3 年の権利移動の平均の 1 割以上となっています。

③実績になりますが、新規参入者への農地の貸付等について農地所有者からの同意を得た上で公表した実績はありませんでした。点検結果としては、「農地の権利移動に係る情報については、個人情報等の関係から積極的な公表に結びついていない。」としています。

次に、目標の達成状況の評語及び推進委員等の点検・評価についてですが、別表の「目標の達成状況の評語の適用方法」についてご覧ください。

1) 農業委員会の目標の評語についてです。農業委員会の成果目標は、農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進の 3 つ、活動目標は、活動強化月間の実施、新規参入相談会への参加の 2 つ、計 5 つの項目があります。

成果目標はそれぞれ 5 点満点で評価され、①農地の集積の達成率は 90% 未満で 1 点、②緑区分の遊休農地の解消の達成率は 90% 未満で 1 点、③新規参入の促進の達成率は 90% 未満で 1 点、合計 3 点となります。活動目標は 2 点満点で評価され、①活動強化月間の実施について 3 月以上実

施したので 1 点、②新規参入相談会への参加は、不参加のため 0 点で、合計 1 点となります。全体の評価として合計 4 点となり、5 点未満ということで、評語は「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」となります。

次に、「推進委員等の点検・評価結果」についてですが、こちらは、月当たりの最適化活動を行う日数目標 10 日に対して、令和 6 年度の実績で判断します。

月平均 24 日 1 名については「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」となります。月平均 9 日 1 名、10 日 1 名の合計 2 名については「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。月平均 6 日以下の 34 名については「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」となります。委員の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

最後の 6 ページをご覧ください。

- Ⅲ事務の実施状況、1) 総会、部会の開催実績について、総会は月に 1 回開催しました。部会については設けていません。
  - 2) 農地法第 3 条の 1 年間の処理件数は 38 件で、申請書受理から許可書発行までの処理期間は平均で 16 日、総会開催日及び締切日についてはホームページで公表しています。
  - 3) 農地転用に関する事務についてですが、臼杵市は大分県から農地法に関する事務の権限移譲を受けており、農業委員会は臼杵市から地方自治法第 180 条の 2 に基づき事務委任を受けています。なお、1 年間の処理件数は 23 件で、すべて許可となっており、処理期間については農地法第 3 条と同じで 16 日となっています。
  - 4) 違反転用への対応についてですが、違反転用案件として農地法第 51 条により現状回復等の違反状態解消の措置を命ずるまでの案件が 3 件発生しています。現在、違反転用者と是正に向け協議中であります。
- 以上が、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の内容になります。本件については、議決をいただいた後、全国農業会議所を通じて同会議所のホームページで公表されることになることを申し添えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑ございませんか。

姫 嶋 はい。最後の違反転用が3件ということですが、内容の公表ができればお願ひします。

推進委員

議 長 事務局、違反転用がどこであったか公表できますか。もしくはどのような違反転用だったか内容を説明してください。

首 藤 3件中2件が太陽光発電となりまして、もう1件が田んぼを埋めて小屋が建っているところがあります。小屋の使用の在り方や、そもそも埋め  
主 幹 かたが適切かどうか判断しかねているところなのですが、それを含め3件の違反転用となっております。

議 長 姫嶋さん、よろしいでしょうか。

姫 嶋 はい。

推進委員

議 長 他に質疑ございませんか。

後 藤 はい。違反したときは罰則か何かあるのでしょうか。

委 員

議 長 事務局、お願ひします。

首 藤 違反に対するこちらの対応ですが、まずは口頭や文書による指導となります。その後、改善命令という形で行うという対応が考えられる措置  
主 幹 になります。

議長 後藤委員さん、よろしいでしょうか。

後藤  
委員 はい。

議長 その他、質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第32号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第32号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。